

貯水槽を清掃しましょう

問い合わせ先 役場上下水道課 ☎963-1736(直)

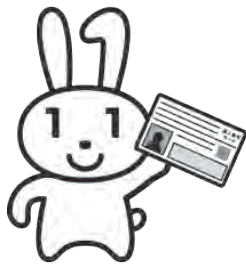
アパートやマンションなどの3階建て以上の建物や事業所などでは、水道管を通して送られてきた水道水をいったん受水槽にため、ポンプで直接または高架水槽を経由して水を送ります。この受水槽と高架水槽を合わせた設備を貯水槽といいます。

貯水槽の管理を怠ると、飲用水が汚染されてしまいます。貯水槽の管理責任は、建物の所有者にあります。容量に関わらず、利用者のために適正な貯水槽の清掃・管理と水質検査を実施してください。

マイナンバーカードの受け取りのため臨時開庁します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

平日役場に来ることが難しいみなさん、マイナンバーカードの受け取りのため臨時開庁しますので、ぜひご利用ください。受け取りは予約制です。あらかじめ電話予約し、来庁してください。



日時 6月9日(日)午前9時～11時30分

ご存知ですか？ 防災行政無線電話応答サービス

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

防災行政無線から放送した24時間以内の内容を確認できます。

防災行政無線電話応答サービス(092-962-6325)に電話をかけると、放送内容の音声メッセージ(最大20件)が流れます。

【利用上の注意】

- ダイヤルボタン(＃)で早送りができます。
- 通信料は利用者負担です。

「心と体の発達」巡回教育相談

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

子どもの心と体の発達状況での心配ごとや不安に思っていることについて、専門家が相談に応じます。どんな小さなことでも結構です。ぜひご利用ください。

日時 7月19日(金)午前9時～午後4時30分

場所 役場または近隣の会場

対象 就学前児の保護者

内容 日常生活で困っている問題、子どもの発達、発育障がいに関する問題、幼稚園などで困っている問題 など

相談員

県立特別支援学校教育相談員、巡回教育相談員
※個人面談を実施します。後日、会場と時間を案内します。

申込締切日 6月14日(金)午後5時

申込先 役場学校教育課



元気ライフ教室参加者募集

問い合わせ先 地域包括支援センター(町福祉センター内)
☎963-0663(直)

健康づくりや介護予防、生きがいづくりをテーマに開催しています。今回は、ひざや腰に負担がかからないよう、浮力を活かした水中での運動を中心に行います。参加無料です。

日時 毎週金曜日の午後1時30分～3時

7月5日、12日、19日、26日

8月2日、9日、23日、30日

9月6日、13日、20日、27日

場所 ブリヂストンスイミングスクール新宮
(新宮東1-4-1)

対象 町内に住む60歳以上の人

内容 水中トレーニング

定員 24人(先着順、経験者は除く)

必要なもの 水着

申込方法 窓口、電話

申込期間 6月3日(月)～10日(月)

申込先 町地域包括支援センター

「70歳」はひとつの目安 運転に不安を感じていませんか？

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

高齢者ドライバーによる事故が相次いでいます。「長年運転してきたから大丈夫」と思いがちですが、70歳を目安に、改めて講習を受けたり、身近な人に相談したりしましょう。

こんな経験はありませんか？

少しでも不安を感じたら、講習の受講や免許証の返納を考える目安です。



ハンドルが握りづらい
駐車がむずかしい

アクセルとブレーキを
踏み間違えそうになった



運転免許証自主返納を支援しています

町では、満70歳以上の方が運転免許証を自主返納した場合、次のいずれかを支援品として交付して

います。交付は一人につき一回限りです。

- マリンクス回数券2万円相当分
- ICカード乗車券1万5,000円相当分

対象 次の要件を全て満たす人

- 新宮町に住民登録があり、満70歳以上である
- 運転免許証を自主返納し、6か月以内である(罰則や期限切れで取り消しになった場合は除く)

必要なもの

- 運転免許証を自主返納した際に発行される運転免許の取消通知書
- 自主返納された旨の記載がある運転免許証の写し
- 認め印

※申請書は、役場地域協働課窓口またはホームページで取得できます。手続きは、原則として運転免許を返納した本人に限ります。

運転免許証の返納は、交番ではできません。粕屋警察署や東警察署で返納してください。返納後は運転できないため、公共交通機関を利用しましょう。

問い合わせ先

粕屋警察署 ☎939-0110(直)

離乳食教室 もぐもぐ講座(後期コース)

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

離乳食を始めて数か月経つと、食べられる食材や量が増え、初期とは違った疑問や心配ごとが出てくるものです。講座では、離乳後期からの離乳食づくりの疑問に答えます。月齢にあわせた食材やメニューを楽しく学びましょう。

日時 7月18日(木)午前10時～午後1時

場所 シーオーレ新宮

対象

町内に住む主に離乳後期～完了期の乳児の保護者

内容 管理栄養士による話・調理実習
(離乳後期～完了期)

定員 16人

必要なもの

エプロン、三角巾、手拭タオル、筆記用具

※託児は申込時に予約し、ミルク、お茶、おむつなどを持参してください。

参加費 500円(食材費)

申込方法 窓口、電話

申込締切日 7月4日(木)

申込先 シーオーレ新宮子育て支援課

大人の食事から取り分けて離乳食を作ります。保護者も赤ちゃんも昼食があります。

風しん予防接種の費用を助成します

問い合わせ先 シーオーレ新宮健康福祉課(健康づくり担当) ☎962-5151(直)

風しんは妊娠初期の妊婦が感染すると、子どもが難聴や心疾患などの先天性風しん症候群を発症する可能性があります。発症を防ぐには予防接種が有効です。予防接種費用の助成を行います。

対象

新宮町に住民票があり、風しん抗体検査で抗体価が低い^(※)ことが確認されている人で、次のいずれかに該当する人

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊娠を希望する女性または妊婦の配偶者および同居者

(※) 抗体価 H1法16以下 EIA法8.0未満

対象とならない人

麻しん風しん混合ワクチン(または風しんワクチン)を2回以上接種している人

【助成申請方法】

申請場所 シーオーレ新宮健康福祉課

必要なもの

対象 左記(1)

風しん抗体検査結果、予防接種領収証原本(予防接種済証を含む)、本人確認書類(健康保険証など)、振込先口座がわかるもの(本人名義)、認め印

対象 左記(2)

上記に加え、妊娠希望者または妊婦の風しん抗体検査結果

受付時間 午前9時～午後5時

接種期限 令和2年3月31日(火)

申請期限 令和2年4月30日(木)

※平成31年1月1日接種分から助成対象となります。

【助成額】

予防接種自己負担額の1/2(上限5,000円)

国保納税通知書送付

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

本年度の国民健康保険税納税通知書を、世帯主宛に6月に送付します。国民健康保険税は、国民健康保険法の規定により住民票の世帯主が納税義務者となります。

また、他保険に加入した場合は、新宮町国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。新しい健康保険証、新宮町国民健康保険証、マイナンバー(通知)カード、認め印を準備して、役場住民課で手続きしてください。

国民健康保険税の課税上限額は96万円(介護分を負担する被保険者がいない世帯は80万円)です。世帯の合計所得金額である「軽減基準総所得金額」が国の定める基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

【本年度の税率】

区 分		医療分	後期支援分	介護納付金
所得割(%)	被保険者全員の総所得に対して	7.10%	2.30%	1.90%
均等割(円)	一人あたり	2万5,000円	8,000円	9,000円
平等割(円)	一世帯あたり	2万7,000円	9,000円	6,000円

○医療分と後期支援分は、全被保険者で負担します。

○介護分は介護保険第2号被保険者の40歳以上65歳未満の被保険者で負担します。

【軽減割合】

軽減割合	世帯の平成30年中の合計所得金額が下記に該当する場合
7割	33万円以下
5割	33万円+(28万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(51万円×被保険者数)以下

遊びの会

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

幼児教育専門家の熊丸みつ子先生による講話、ふれあい遊びに参加しませんか。全国を講演会で飛び回る先生の講話は「笑って泣いて元気になれる！」と毎回大好評です。参加無料です。

日時

7月9日(火)午前10時30分～11時30分

場所 町福祉センター3階 かんがるーひろば

対象 町内に住む妊婦とその家族、小学生・乳幼児がいる家族

内容 「子育てってどんなもの？」～赤ちゃんって素敵！子どもの成長を楽しもう～

※託児はありませんが、子どもの見守りスタッフがいます。子ども連れで参加できます。

申込方法 窓口、電話

申込締切日 7月1日(月)

申込先 シーオーレ新宮子育て支援課

平成31年度 児童手当現況届の提出について

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

6月分以降の児童手当を受給するためには、毎年6月1日時点における請求者の状況を現況届により届け出る必要があります。

(1) 提出書類

- 現況届(5月末に送付予定)
- 請求者の健康保険証の写し(国民健康保険加入者は不要)

(2) 中学生以下の児童と別居している人

「別居監護申立書」「児童の属する世帯全員の本籍地・続柄記載の住民票」

(3) 提出方法

同封の返信用封筒で郵送、または子育て支援課に持参

(4) 提出期間

6月3日(月)～28日(金)

※公務員の人には町から児童手当現況届を送付しません。所属庁で手続きしてください。

事業所のみなさんへ

経済センサスー基礎調査を実施します

問い合わせ先 役場政策経営課 ☎962-0230(直)

6月から令和2年3月ごろにかけて、経済センサスー基礎調査が行われます。調査員がすべての事業所・企業の名称、所在地、活動状態を外観などから調査します。

また、新たに把握した事業所には調査票を配布します。回答方法は「オンライン入力」か「調査票に記入して郵送」のいずれかを選択できます。調査内容の秘密は、統計法に基づき厳守されます。ご理解とご協力をおねがいします。

経済センサスー基礎調査とは

我が国の産業分野におけるすべての事業所の活動状態などの基本的構造を明らかにし、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的に調査を行います。



第54回新宮町消防団消防操法大会

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

町の安全・安心のために活動している消防団が、消防操法技術を競います。地元分団の勇姿を見に来ませんか。

日時 6月23日(日)午前8時30分～

場所 粕屋北部消防署新宮分署(緑ヶ浜1-1-2)



ご存じですか？

医療費の助成制度

町では、次の各種制度に自己負担限度額を設け、保険適用医療費の一部を助成しています。申請が遅れると助成を受けられない期間が生じるため、手続きがお済みでない人は、早めに申請してください。

【子ども医療】

対象 中学3年生(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)までの子ども

自己負担限度額(1医療機関ごと)

○未就学児(0歳～6歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

入院 0円

外来 0円

○小学生(12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

入院 500円/日(月7日を限度)

外来 1,200円/月 ※薬局は0円

○中学生(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

入院 500円/日(月7日を限度)

外来 助成対象外

必要なもの 健康保険証、認め印、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者)

【重度障害者医療】

対象 身体障害者手帳1級または2級の人、療育手帳がA判定の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人

自己負担限度額(1医療機関ごと)

入院 0円

外来 500円/月 ※薬局は0円

必要なもの 障がいの状態がわかるもの(身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの各種手帳)、健康保険証、

認め印、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者)

【ひとり親家庭等医療】

対象

○夫・妻と死別、または離婚し、児童を扶養している母または父とその児童

○父母のいない児童

○父が重度の障がい者である児童と母

○母が重度の障がい者である児童と父

※児童は、18歳になる日以後の最初の3月31日までの人が対象です。

※本人と家族などの所得制限があります。毎年更新手続きが必要です。

自己負担限度額(1医療機関ごと)

入院 500円(月7日を限度)、

外来 800円/月 ※薬局は0円

必要なもの 健康保険証(受給対象者全員分)、認め印、母子家庭・父子家庭であることを明らかにするもの(戸籍謄本、児童扶養手当の証書、遺族年金の証書など)、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者)

【ひとり親家庭等医療の更新申請】

受付期間

8月1日(木)～30日(金)

※土日祝を除く

必要なもの 健康保険証(受給対象者全員分)、認め印、戸籍謄本(認定申請のときと戸籍の内容が異なる人のみ)、児童扶養手当・母子年金・遺族年金などの証書、マイナンバーがわかるもの(受給対象者、申請者)

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直) FAX962-0885

平成30年度 情報公開制度などの運用状況の報告

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730（直）

情報公開制度

町民のみなさんが町政に関して「こんなことが知りたい、見たい」と思ったときに、町が持っている文書や図画などの情報公開を求めることができる制度です。

平成30年度 情報公開制度に基づく開示実績

請求件数	取り下げ	決定の内訳			不服申し立て件数
		開示	部分開示	不開示	
21件	0件	5件	10件	6件	0件

個人情報保護制度

町が預かっている個人情報を保護するだけでなく、自分の個人情報の開示請求や訂正などができる制度です。

平成30年度 個人情報保護制度に基づく開示実績

請求件数	取り下げ	決定の内訳			不服申し立て件数
		開示	部分開示	不開示	
4件	0件	1件	3件	0件	0件

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182（開設時のみ）

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

大切なお金が狙われる!? 「アポ電^(※)」や「改元詐欺」に注意!

アポ電の事例

テレビ制作会社を名乗る人から電話があり、「所得は500万円より上ですか」と聞かれたが、「答えられない」と言って電話を切った。後日警察から、「テレビ番組に関して電話がなかったか。捜査で押収した名簿に名前が登録されている」という電話があった。

アドバイス

実在する機関や企業をかたり、家族構成や資産状況などを聞き出す「アポ電」の相談が増えています。着信番号通知などを活用し、発信元を確認して電話に出ましょう。

※アポ電…振り込め詐欺のひとつで、面会の約束などをした上で金をだまし取る詐欺のこと。

改元詐欺の事例

自宅に「元号の改元による銀行法改正について」という内容の書類が届いた。公的機関からの書類と思い、個人情報などを書いて返送した。後日、同様の手口の詐欺があると報道されていた。

アドバイス

事業者団体や銀行などの金融機関が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを送るよう指示したりすることは一切ありません。絶対に口座番号や暗証番号などを教えたり、キャッシュカードや現金を渡したりしないでください。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238（直）